

一般社団法人 西東京市文化芸術振興会施行細則

(主たる事務所)

第1条 当法人の主たる事務所を東京都西東京市下保谷4丁目16番24号に置く。

(会員)

第2条 当法人の目的に賛同し、入会した個人および団体を会員とする。

2. 会員となるには、所定の手続きにより振興会への入会を申込み、理事会の承認を得るものとする。
3. 当法人の社員の資格を得た者は、当然に当会の会員となる。
4. 会員の種別は、次の3種類とする。
 - (1) 個人会員 … 個人として会員資格を得た者
 - (2) 団体会員 … 団体として会員資格を得た者
 - (3) 名誉会員 … 当会の活動に長年に亘り特別な貢献をしたことが認められ、かつ理事会で推挙し、社員総会において承認された者。

(拠出金)

第3条 理事会において入会を認められた社員は、一口10,000円の拠出金を納めるものとする。

口数については定めは設けない。

ただし、任意団体時に入会していた者については、特例として5,000円とする

(会費)

第4条 会員は次に定める年額を会費として事業年度当初に納めるものとする。

年度途中に入会した個人・団体についても同額とする。

- (1) 個人会員 3,000円
- (2) 団体会員 5,000円
- (3) 社員 5,000円
- (4) 名誉会員 会費納入を要しない

(運営委員及び同委員会の設置)

第5条 理事会は、理事の職務執行を補佐するため、運営委員及び同委員会を設置する。

運営委員は会員の中から理事会が選任する。(任期は2年)

2. 同委員会の委員長、副委員長は運営委員の中から互選する。
3. 同委員会は原則として隔月に開催する。
4. 同委員会に次の部会を置き業務を分担する。
 - (1) 企画部 (事業企画の立案・実行)
 - (2) 広報部 (機関紙の編集・発行、Webでの発信、その他広報活動)
 - (3) ジュニア部 (ジュニア事業の企画立案・実行)
 - (4) その他理事会で必要と認められた部会

(事務局)

第6条 当法人の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局には局長1名、局次長および会計幹事を置き、理事会の議決に基づき会長が任免する。
3. 事務局員は理事会の議決に基づき有給とすることができる。
4. 事務局についての細則は別に定める。

(細則の改定)

第 7 条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て定める。

附 則

1. 本細則は平成 3 0 年 4 月 2 7 日より施行する。